令和3年第4回南幌町議会定例会

一般質問(質問者4名)

(令和3年12月9日)

①「第6波に備える対策について」

内田議員

本日は2問質問させていただきます。まず最初に町長にお願いをいたします。 2年前、新型コロナウイルスが確認され、瞬く間にパンデミックとなりました。 そして現在、第5波が収束の兆しが見えたかのように思いましたが、第6波の不 安を思わせる新株が発見されました。警戒が最も高い分類の「懸念される変異 株」に指定されたと新聞に報道されています。政府も水際対策を拡大するとして いますが、今後、町として講ずる対策について3点伺います。

まず1点目、第6波が懸念されますが3回目のワクチン接種と12歳未満のワクチン接種の対応について。

2点目、ワクチンの副反応が出た方や新型コロナウイルス感染症の後遺症が出た方へのフォローや今後に向けての対策は。

3点目、1月開催予定の成人式参加者に対して、町として特別な感染対策は考えているか。以上です。お願いします。

大崎町長

「第6波に備える対策について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、3回目のワクチン接種は、2回目の接種完了から原則8カ月以上を経過してからとなる予定です。65歳以上の高齢者の集団接種は、3月からを予定しており、予約方法については、2回目を「あいくる」において接種した方は、接種日時を指定した案内を行い、予約時の負担軽減を図りたいと考えています。64歳以下の方の集団接種は、4月からを予定しており、予約方法は従来と同様に行う予定です。なお、国では、新たな変異株「オミクロン株」の世界的な広がりを踏まえ、3回目の接種を前倒しする動きがあることから、今後の国の動向を注視してまいります。また、12歳未満の小児の接種については、現在、正式に決定はされていませんが、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

2点目の御質問については、副反応への対応は接種券送付時の情報提供と、接種時に看護師から内容説明を行うとともに、発症時には保健師が相談に応じています。3回目の接種時も同様に情報提供を行い、安心して接種していただけるよう進めてまいります。また、感染後の後遺症については、保健所と連携を図り対応してまいります。

3点目の御質問については、国から示されている基本的な感染対策に加え、健康チェックシートの提出、時間の短縮や出席者を限定するなどの対策を講じて実施してまいります。なお、現在、新型コロナウイルス感染者数は全国的に減少していますが、新たな変異株に備え、引き続き国や北海道における対策の徹底が図られるよう、町民に対して情報提供を行い、感染防止に取り組んでまいります。

内田議員 (再質問)

それでは再質問させていただきます。ちょっと順序に不同あるかもしれませんけれどお許しください。ワクチン接種の前倒し、国が今、検討しておりますけれども、自治体が、新聞でも報じておりました、自治体の裁量により準備ができたところは前倒ししても良いというような報道がありましたけれども、今、町長がおっしゃいましたけれども、もし国から前倒しの許可が出た場合も対応できると考えてよろしいのでしょうか、まず1点です。

そして12歳未満のワクチンですけれども、外国ではあるようですが、日本ではまだ接種は聞いておりませんけれども、ですが、やっぱり今コロナは戦争か災害かと言われております。でも災害と捉えて、やっぱり12歳未満の、ワクチンから外れる年齢に対してどのような対策を講ずるべきかと考えたときに、PCR検査が必要ではないかと思います。お正月や冬休みに外出したとき、やっぱり不安を生じたとき、今、プール式検査という唾液でする検査も格安であるようですから、そういう措置をして守っていくという、発信をすることがとても大事なことではないかなと思いますけれども、そのようなお考えはあるか伺います。そしてワクチンの、本日ですが新聞に出ておりましたけれども、南幌町の最終接種率、1回目、2回目の最終接種率をお知らせください。

そして感染症の後遺症ですけれども、今まではたぶん昨年あたりの答弁では、なかなか保健所からの情報が提供なしということでしたけれども、今、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、保健所からの情報を提供していただいて、寄り添う形でやっていただけるだろうと思うんですけれども、どの程度保健所からの提供があるものか伺いたいと思います。後遺症というのは、私も聞いたんですけれど、運悪く感染された方ですけれど、町保健福祉課の対応は何かありましたかと言ったら、何もないんだよねと。やっぱりメンタルな部分で大丈夫ですかと、その後どうですかなど、そういう本当に寄り添う気持ちがあれば救われるし、やはり何といいますかいじめなど、そういったことにはつながっていかない体制を取らなければいけないと思うんですね。厚生労働省が「広がれありがとうの輪」という、ストップ感染拡大プロジェクトという取り組みをしています。周囲の方々の差別と偏見をなくすという取り組みで皆さん発信しましょうということですけれども、やはり皆さん、子どももそうですし、PCR検査を受けられたら、やっぱり親御さんも喜ばれると思うんですね。かかっているか、かかっていない

かではなくて、陰性である今を、今の生活を守っていく、続けていくことがこの コロナをゼロコロナに抑えることだろうと私は考えますので、ぜひこのワクチン から漏れるそういう子どもたちや、あとそういう弱者、精神的に負担を抱えてい る方が保健福祉課でより沿えるような体制、そういったものを確立していただき たいと思いますけれども、今後そういったことに対応していただけるか。質問い たします。

そして、最初のときに消防に聞いたら、救急搬送した例もあると聞きました。 そういった方は、3回目を打つことができるのかどうか、そういったことも確認 されているのかどうか伺います。

そして3番目の成人式ですけれども、人生の最高の晴れの日を町が予算を措置して、そして安心して地域全体で祝う、そういったことをしていただくことが、私はアナログ人間ですからわかりませんけれども、SNSで発信していただくと、すごくPRにつながると思います。そして若者に一緒に乗り越えましょうと訴える、この町の気持ちが十分に伝わって、やはり若い人をもっと取りこんで、そして今後の行政の施策に生かしていく。町民の方でもやっぱり歌でも文化伝承でもやりたいけれどという、でもそこがネックになっていますよね、PCR検査とか。一般の感染の取り組みはできるんですけれども、万が一ということがとても心配でなかなかできないということがあります。今後のためにこの成人式、PCR検査を受けていただいて、町が予算措置をしていただいて、そして一緒に広めていくということについてのお考えを伺います。

大崎町長

初めに、担当課長から御回答を申し上げまして、その後、私から御回答を申し上げるような形にしたいと思います。お願いします。

保健福祉課長

それでは私からは、現在の接種率について回答いたします。対象者に対しまして本町全体で86.5%の接種率でございます。個別で接種している方につきましては、以前から申しているように国民健康保険連合会を通じて請求がまいりますので、遅れて情報が入ることになりますので、現在把握している分につきましては86.5%でございます。

4点目の救急搬送された方への3回目の接種についてですが、あくまでもその 方は医師の判断に基づいて3回目が行われるかどうかを判断していただくことに なります。集団接種では、万が一のときの対応が遅れる場合もございますので、 医療機関等での個別接種をお勧めする可能性が高くなると考えております。以上 です。

大崎町長 (再答弁)

1点目の前倒し接種の件でございますけども、御承知のとおり、岸田首相は8カ月以上空けることとしていた3回目接種につきまして、先日召集された臨時国会の所信表明の中で、オミクロン株の感染拡大に対応するため、優先度に応じ、8カ月を待たずにできる限り前倒しすることを述べられました。この前倒し接種を行う場合につきましては、感染状況やその判断基準、そしてワクチンの確保、医療従事者の確保、さらに道との協議など現時点では情報が少ない状況でございます。これらを総合的に考えまして慎重な対応をしていく必要があるのではないかと思ってございます。

続いて、2点目の12歳未満のワクチンの接種の件でございますけども、まだ 国のほうからは示されているものはございません。来年2月ごろに小児用のワク チンが薬事承認されるのではないかという動きがあるようなので、今後の情報、 動向に注視してまいりたいと思ってございます。また、PCR検査につきまして は、現在の北海道、札幌市、町内の感染状況を考慮した場合、そこまでの対応は、 今要しないのではないかなというように考えてございます。

3点目の後遺症の件でございますけども、後遺症につきましてはそれぞれ症状が異なります。重症化するおそれもありますので、後遺症が疑われる場合は、やはりかかりつけ医の医療機関への受診、もしくは保健所など専門窓口への相談、そちらに行くことをお勧めするようなことが必要ではないかなと思います。いずれにいたしましても、副反応や後遺症につきましては、当事者にとっては大変不安を感じることなので、接種の際や広報などを通じて正しい情報をしっかりお伝えしていくこととしたいと思ってございます。

最後に成人式の件でございますけども、本年はコロナの感染状況によって3月21日に延期をした経過がございます。来年1月の開催につきましては、本年の成人式と同様に基本的な感染対策を徹底すべく、主催者である教育委員会に指示をしております。ちなみに来年の出席予定者は、町内在住者53名、町外者3名、道外は0名と聞いております。そこで町が負担してPCR検査をすることにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、現在北海道、札幌市、そして町内の感染状況、また成人者のワクチンの接種率などを考慮した場合、現時点ではそこまでの対応は要しないのではないかと考えております。また感染状況によっては、当然開催日の延期、中止などを検討せざるを得ないのかなと思ってございます。以上でございます。

内田議員 (再々質問)

ありがとうございます。コロナ対策につきましては、本当にいろいろやっていただいていることはよくわかります。ですが、最初は感染した方がいるのではないか、いないのではないかというのが、これからは町で感染された方が出た場合、

町としては感染者が出ましたという発表といいますか、新聞では遅れて出ますけれども、そして今、PCR検査も、濃厚接触ではなく広範囲でやるような感じになっていますよね。でも、今後町としてはそういう発表に対してはどうなのか。やはり守っていく、地域を守っていくというのはやっぱり知る必要もあるのではないかと思うんです。氏名とかそういうことではなくて、南幌から感染者が出ましたということを発表できるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

そして、全体的にですけれど、落ち着いては来ていますけれども、今からやはりゼロコロナに向かう新たな思いを発信しなければいけないと思うんですね。でも、国の動きはウィズコロナ、強制です。そういう中で、町としてやはりしっかりと伝えていくべきものがあるのではないかと思います。最後に、今後、町長の思い、大きな夢のある事業も控えておりますし、このコロナ対策に対してどう向き合って、また子どもたちをどう指導していくのか、その思いを聞いて終わりたいと思います。よろしくお願いします。

大崎町長 (再々答弁)

まず感染者が出た場合の情報のあり方でございますけども、これは昨年からいろいろと皆さんとも意見交換をさせてきていただいたところでございます。現在、北海道のほうで統一的な見解という方法ということで、1週間の情報を毎週月曜日に報道をしまして、私たちが新聞で見るのは火曜日の朝かと思っております。そういったことで、いろいろ個人の情報や、または差別化やいじめなど、そういうようなものにつながらないようなことということで、そういうものを懸念して、今北海道で統一的な対応をとっております。本町としては、それに従い進めていきたいという考えでございます。

また、ウィズコロナでございます。2年近くなって、大変皆さん、町民の皆さん、御負担が大きいかと、またお疲れかと思います。現在、国会で第6波、またはオミクロン株に備えた感染対策、そして各種の大型経済対策が審議されておりますが、全ての回復にはまだ数年要すると思われますので、引き続き議会と町が情報共有をしつつ、町民の感染対策をはじめ、いろんな支援を速やかに迅速に行っていき、町民の笑顔を取り戻すようなことができるように。また本町にとっての安心、安全に努めてまいりたいというふうに考えてございます。答えになっているかどうかわかりませんが、私の気持ちとしては以上です。

②「長幌第2浄水場を活用した環境教育について」

内田議員

次、教育長にお願いをいたします。長幌第2浄水場を活用した環境教育について。長年の懸案でありました長幌第2浄水場が新たに4月から供用開始となります。安全安心な水の供給は、町民の日常に欠かすことのできないものであり、現在、美園地区を中心に住宅が増えてきていますが、今後も家庭での生活用水の確保については、心配ないものと考えます。

世界を見ると、2015年の国連サミットで、加盟国の同意によって採択された、持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて各種事業に取り組み、2030年までの達成を目指しています。その中で、SDGsの17の目標に「安全な水とトイレを世界中に」、「つくる責任つかう責任」「質の高い教育をみんなに」があります。本町においても、長幌第2浄水場の完成を契機に、これからの目標達成に向けた具体的な取り組みとして、町民や子どもたちにより深く「安心、安全な水」をつくることの重要性を理解してもらうため、長幌第2浄水場の施設見学や環境を学習する機会を設ける考えはないか、教育長にお願いをいたします。

小笠原教育長

「長幌第2浄水場を活用した環境教育について」の御質問にお答えします。子どもたちが浄水場のしくみや自然環境を守る大切さを学ぶ機会としては、小学校3・4年生において副読本を活用した社会科の授業で行っています。施設見学については、学習内容を深く理解する上で大変重要であると考えますが、授業時間数や他の見学施設とのバランスなど教育課程上の調整が必要なことから、学校と協議してまいります。また、町民向けの学習機会については、町民の学習ニーズなどを把握して、検討してまいります。

内田議員 (再質問)

SDGsについては、たびたび質問させていただいております。このたびも第 2 浄水場が完成し一足早く見学させていただきましたが、計器類がずらりと並び、動画やイラストで事前学習して現地を見学したら良いのではないかと思いました。実は私、南幌高校でSDGsを学ぶ機会をいただきました。タイトルは「これってヤバくね」です。水のことです。水を汲むために時間を取られ、勉強ができない内容です。1、2 枚の資料でも心にとまったというか、ピンと頭に入りました。イラストやできれば動画などを作成し、事前学習をしていただきたいと思います。職員の皆さんにも、やっぱり写真やイラストなどお得意な職員はいらっしゃると思うんですね。そういう職員を活用してお互いに育ち合う。教科書は教科書です、ですが、そうしている姿を子どもたちや私たちは学ぶんです。そ

の人の思いを学ぶんです。私は、学問は人を学び、教育は自分を引き出していく ものと教わりました。ですから、本当に命の水、今海外でも本当に子どもたちが 勉強できずに水をつくるため、汲むために困っている、そういったものを本当に イラストでもいいし、動画作成、そのようなことはお考えいただけませんか。

小笠原教育長 (再答弁)

内田議員の再質問にお答えいたします。最初に答弁申し上げましたように、今子どもたちは、3年生から社会科副読本「なんぽろ」で、町内の郷土の施設についても学習しています。第2浄水場につきましては、あそこの施設、本当に水を千歳川から取るところから、それから配水地を通って各家庭に送るまで系統立てた図をもって、イラストをもって一応学習をしている状況でございます。来年稼働する第2浄水場につきましては、方法として私は全く変わらない方式なのかなと思いました。ですから、子どもたちには水ができるまでの流れについては全く同じでありますけれども、実際に現地を見て、こういう施設なんだというものを実感してもらうことが大切だと思っております。そういったことから、先ほども申し上げましたように、ほかの施設の時間とのバランスをとりながら、学校長とその辺については共有してまいりたいと考えております。

内田議員 (再々質問)

今後協議していただけるということで。さらに子どもたちが深く物を見るというんですか、その深みが大切だと思うんですね。水ってどんなものかとか、本当に考えたこともないようなことが想像できれば、すごくいいことだなと思うし、またせっかく今まで先人が苦労してできた第2浄水場ですから、町内の高齢者の方とか、そういった方にもぜひ見ていただきたいし、お話をしていただきたいと思います。そういう資料を少しでもわかりやすいように、簡単に目に留まるようなことを工夫していただいて、そして地域担当制、そういう中で説明いただければと思いますが、その辺については、いかがですか。

小笠原教育長 (再々答弁)

内田議員の再々質問にお答えいたします。町民等へは、直近で言いますと平成31年にふるさと南幌みらい塾で事業を実施して、第2浄水場を見学していたわけであります。やはり町民の中にも、これから施設ができればそういった施設を見たいと、それを社会教育の事業の中でニーズがあれば続けていきたいと考えております。また、そのわかりやすい資料ということにつきましては、長幌上水道企業団とも相談をさせていただきながら、よりよい説明資料ができれば、そのように考えています。以上です。

① 「新しい公共交通の運行について」

熊木議員

3番 熊木 惠子です。町長と教育長に1問ずつ質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず1番目、新しい公共交通の運行について。今まで週2回運行していた巡回バスから、新しい公共交通・オンデマンド交通「あいるーと」の運行が始まりました。町民にとっては待望の、町内どこからどこへでもの運行が可能であり、自宅から目的地まで送迎することで、利用された方からは大変喜ばれています。交通弱者の足の確保として、通院や買い物、あいくるで開催の健康事業への参加など利用者が徐々に増え、11月中旬の利用者で最高時は37人の利用があったと伺いました。多くの方が気軽に利用できるようさらなる工夫が必要ではないかと考えますが、今後の運行について伺います。

- 1、利用者からの声について。
- 2、70歳以上の利用料金の引き下げは考えているか。
- 3、障がい者の方の運賃対象が障害者手帳の3級は障がい区分が内部障がいの 方のみとなっている理由は。
 - 4番、障害者手帳保持者は一律100円で利用できるようにしてはどうか。
 - 5番、回数券や年間パスポート発行の考えは。
 - 6番、8時から17時までの運行となっているが時間延長の検討は。
 - 7番、町主催、開催のイベントに合わせた臨時運行の考えは。

また、南幌ハイヤーの営業時間が10月10日より7時30分から20時までと変更になったが町へ相談等があったのか伺います。特に夜間緊急時の町民の不安に応える町の対応として、近隣の民間交通など利用可能な内容を広報で周知することは検討されているのか、あわせて伺います。

大崎町長

「新しい公共交通の運行について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、オンデマンド交通「あいるーと」は、本年10月1日より運行を始め、11月末で205名の利用登録をいただき、利用者からは自宅から乗車できること等、利用しやすいとの声をいただいています。

2点目及び4点目から7点目の御質問については、現在、運行開始から間もないことから、半年が経過した今年度末に利用者へのアンケートを実施し、町民のニーズを把握した上で、事業者や関係機関とも協議を行い、利用料金や運行等について検討してまいります。

3点目の御質問については、現在の障がい者運賃の対象者については、福祉ハイヤーチケットの交付対象者に準じています。

次に、南幌ハイヤーの営業時間変更については、町への相談はありません。また、夜間緊急時の民間交通の利用については、目的地の圏域で営業するタクシーを利用することが可能であり、発信できる情報は限られますが広報等で情報提供してまいります。

熊木議員 (再質問)

再質問を行います。ただいまの御答弁で、11月末で205名の利用登録があ ったということでした。半年が経過してから今年度末ということは3月ですよね。 そのときに利用者へのアンケートを行うという答弁もいただきました。そこでな んですけれども、この10月から始まった「あいるーと」を利用した町民からは、 先ほども申しましたけれども、大変喜ばれています。実際にそういう声を伺って います。町を走る「あいるーと」を見かけると、私自身もすごく嬉しく感じます。 やっぱり今までもずっと巡回バスを平成14年から運行していて、その利用客、 利用者が固定化され、バス停まで遠いとか、コースを何とかしてほしいというこ とで、その要望にも応えながらいろいろ苦労してやってこられていたと思います。 それでもやっぱり民間のバス路線との競合ができないということで、利用する方 がなかなか利用したくてもできないという声も実際にあって、これまで何年もか かってようやくこの「あいるーと」が実現しました。それは町にとっても、町民 にとっても本当に誇れるものというか、そういうふうに私は感じています。それ で今、結論から言うと、半年後ということでアンケートを取ってということなん ですけれども、私もいろいろ町民からお聞きした情報や、それから改善するにあ たってやっぱりこういう声をぜひ聞いてほしいということを、少し再質問の中で 申したいと思います。高齢者の足の確保として、主婦や学生など交通弱者に対す る交通施策として、待望のドア・ツー・ドアとして実施されたということで広報 にも載せられていますし、本年1月開催の全員協議会の中でも、その詳細の説明 を受けています。本町では高齢化率が年々やっぱり高くなって、この「あいるー と」を使って、やはり家に閉じこもりがちにならないで、どんどん外に出ていく、 そこでコミュニケーションを図ったり、いろいろ病院や買物、あいくるの健康事 業に参加するなどという形で大いに役立てるという意味からも、どんどん使って もらえる方向を検討すべきだと思います。自動車の免許返納、今そういう事故も すごく増えている中で、免許返納しようかなと考えている方にとっても、タクシ 一券などは出されるんですけれども、その前にせっかくできた「あいるーと」を 活用して、返納する前に何度も使ってみて試してみて、それでこれだったら大丈 夫だから返納しようかという形になっていくのではないかなと思うんですよね。 そういうことをどんどん発信していってはどうかと思います。その辺についても ちょっとお考えを聞きたいと思います。また、70歳以上の方、300円ですけ れども、タクシーに比べても半分ぐらいで安いというのはあるんですが、やはり

頻繁に利用するという意味からは、年金生活者、それからいろいろ今は物価も高騰している中で、300円往復で600円で、また1カ所に行って、そこからまたもう1回行って帰るなどというふうになると1,000円近いお金がかかるというところで、いっそ70歳以上の方は100円にして利用促進につなげてはどうかと考えます。その辺も半年後ということなのかもしれませんけれども、せっかくつくったこのAIを活用したバス、それがやっぱり全国的にもやっぱりすごいことだなと思って、それを宣伝効果というか、こういう町でまちづくりでやっているということを広める意味でも、多くの方に利用してもらうのは必要だと思います。

それから、障がい者の利用区分についても質問項目に挙げて、ただいま答弁がありました。今の福祉サービス、そこのところと同じようにしたということですけれども、障害者手帳を持っている方が、やはりその区分によって300円なり100円と変わるということ自体がやはり障害者手帳を保持しているということだけでやっぱり日常生活にすごく不便を感じているという方がほとんどだと思います。そういう意味では、ぜひそういう方の声を聞いて、一律100円という形にできないのか、その辺も実際に運行している中でそういう声がなかったのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

あともう1つ、8時から17時まで、午後5時となっているんですけれども、 先日担当課にお聞きしたところ、小学生の利用も若干あるということでした。そ ういう中で5時ではなかなか厳しいと、それをちょっと延長できないかという声 もあったということを伺ったんですけれども、その詳細をちょっと伺いたいと思 います。それで、例えばその時間を週1回か週2回とか、この曜日は6時までと か、何かそういう形での検討は今後されるのかどうか、それも1点伺います。

私、今質問をしていて、全てそのアンケートを取って半年後ということなのかもしれませんけれども、やっぱりきめ細かく町民の要望や声を今からどんどん聞いていくべきだなと思います。それで広報などにも、例えば利用された方の声など、こういうことを何とかしてほしいなどというものも適時載せながら、次回検討をするところに加えていってはどうかと思います。また、利用について事前登録制となっていますけれども、例えば緊急時に利用する場合、それをどうしても登録してなければ使えないのか、その辺の解釈をもう少し緩やかにするということができないのか、それを伺います。

それから、南幌ハイヤーのことについて伺います。先ほどは事前の相談はなかったということでしたけれども、10月に入ってチラシが1枚挟まってきて、10月10日から7時半から20時までというのを読んで、やはり私はまだ運転もしていますけれども、実際に自家用車を持たない、近所に親戚も子どもなどもいなくて、緊急時に本当にどうしようかという声は多々あると思います。それに対して、事前に相談はなかったけれども、どうしてこういうふうに急になったのか

というような聞き取りなどがなさらなかったのか。民間交通ですからそこまで町がやることはないと思っているのかもしれません。その辺のことをちょっと感覚的に町長としてはどのように受け止めたのかを伺いたいと思います。また緊急時といって、例えば救急車を呼ぼうか、そういうような緊急時のときには、自分で判断をして救急車を呼んだりすると思います。だけれども今までは救急車をタクシーがわりに使わないでというようなことで広報していたと思います。このことをきっかけに、救急車の搬送が増えるのではないかという気がするんですけれども、これについてはほかにどういう方法があるのか、どこか相談窓口があるのか、その辺についても伺いたいと思います。

また質問の中でも述べましたけれども、例えば、先ほど答弁では民間交通の利用で、目的地の圏域で営業するタクシーを利用することが可能だというんですけれども、それもとっさの時に慌てて番号を探してもなかなか難しいと思うんですよね。そういうところを町民に広報などで情報を提供してまいりますというんですけれども、具体的なところをわかりやすく、大きな字で書いたものを作成するなど、それが必要かと思うんですけども、その辺について伺います。

大崎町長

最初に、町民からのお声と小学生からの声について、担当課長から説明しまして、その後私から御回答させていただきます。

まちづくり課長

私のほうからは、「あいるーと」の運行に関わる町民からの声ということで、小学生の声もあわせてお答えしたいと思います。まず町民からの声ということで、障害者手帳の関係については行政懇談会の中でもやはり同じように3級の内部障がい以外の方にもできたら適用させていただきたいというようなお声は聞きました。そういうことで今後検討していくということで考えておりまして、また小学生のご利用の中でのお話ですが、小学生の利用で今習い事、少年団活動に使われている方がいらっしゃいます。そういう部分で、若干5時だと時間が間に合わないというお声を聞いておりますので、その辺りの声を聞いた中で今後検討してまいりたいということで考えてございます。以上です。

大崎町長 (再答弁)

今、いろいろ御質問いただきましたけども、70歳以上の利用料金の引き下げや障がい者の方の料金引き下げ、または時間の拡大、等々ありましたけれども、答弁の中でも申し上げましたけども、運行開始してからまだ2カ月弱でございます。いかに運行を円滑に行うかということで、今そこに総力を挙げてございます。これからアンケート調査を行いますので、その中でいろいろまたこれ以外のこと

もニーズが出てくるのかなと思います。それらを踏まえて検討していくという考 えでございますけども、まず時間の拡大にしても、まずは地域の交通を守るとい う観点から事業者との調整が必要でございます。このことをしっかりしなければ ならないのかなと。それと現在の「あいるーと」の契約でございますけれども、 事業者とは3年間の基本協定を交わして、そして年度単位の契約を締結してござ います。これに基本的には現在は沿う必要があるということでございます。それ といろいろ高齢者の利用、またはこれからの高齢化に向けて、また障がい者への 利用拡大、当然していかなくてはなりませんし、その利用者の声も皆さんにお伝 えしていかなくてはなりません。また同乗する介助者のことについても検討しな くてはならないのかなと思っています。一方でこの事業を長く続けていくために は、ある程度の収支についてもしっかりと検討していかなくてはならないのかと 思ってございます。また、今当然いろいろ見直すということになれば1年後にな りますけども契約を変更して委託料のことも調整をしなくてはならないのかなと 思ってございます。そんなことで、「あいるーと」につきましては今2カ月弱と いうことで、これから町民のニーズを把握していくということで御理解をいただ ければと思います。

それと南幌ハイヤーの件でございますけども、南幌ハイヤーといいますか、事 業者のことで町に特に相談はございませんでした。人材の確保ができないことに 加えて、近年の利用客の減少、そしてコロナにより追い打ちかかったのかなとい うふうなことで、私は推察をしております。町民の一部または飲食店の一部の方 からは困るというようなお声を聞いておりますけれども、これに対して、町が特 別な支援を行うことができないのも事実でございます。民間のタクシー交通の利 用の話も質問いただきましたけども、本町のタクシー事業は夕張圏に入っており まして、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、本町の1市4町がその圏域でござい ます。例えば、本町以外の1市3町の事業者が本町で営業される場合は、法規制 の範囲内でございますけども事業者間の調整は当然必要かと思います。江別市な どの圏域外の事業者が許可なく夕張圏域内、本町で営業することはできないこと となってございます。なお、本町の町民がタクシー利用をする場合は、この夕張 圏域内の事業所であればどこでも利用できますけれども、ただし事業者間の合意 的なものは必要なのかなと思いますけども、これは私にとってはちょっとなかな か把握するすべがないものですから、そのような状況でございます。また、例え ば本町の町民が江別に行くために江別市内のタクシーを呼んで利用することは問 題はございませんけれども、江別市内のタクシーを呼んで岩見沢市に向かうこと はできません。そういう規制でございます。その場合は岩見沢のタクシーを呼ん で利用するということになろうかと思います。いずれにいたしましても、民間事 業を町が周知する難しさや周知できる内容については限られますけれども、検討 して情報提供を行うこととしたいと思ってございます。

緊急時の救急車対応が増えるのでなかろうかということで、緊急時は緊急時の役割がございますので、特別、急にそういうことで救急車が増えるとは私は考えてはおりませんけども、現在、さっぽろ広域連携で行っております救急安心センター事業なども町民の皆さまにもっともっと周知をしまして、理解をいただきたいと思ってございます。

熊木議員 (再々質問)

ただいま丁寧に答弁いただきました。それで何点か再々質問を行います。今、最後に答弁いただきました緊急時の相談窓口、それは「#7119」で先日課長のほうからも伺って、私も調べてみました。町の広報やいろいろ暮らしの便利帳など、そういうのにも掲載されていませんし、以前に広報に載ったのかどうかちょっとそこまで詳しく調べられなかったんですけれども、やはりそういうのを緊急時の相談窓口ということで相談をして、そこが手配をしてくれるということではないですよね、私も調べた結果。だけれども、救急車を呼ぼうか、これぐらいだったらどうしようかと迷っているときに相談をして、いろいろ判断していただいて、自分で翌日行ったり、その日に救急車を呼んだりということのようです。それでも咄嗟に困ったときに相談する場所があるということは、町民にとってはすごく救いだと思います。ですから、そういうのであればどういう場合にこういうことを使えるのかなど、いろいろ詳しいパンフレットというか、そういうものをつくる必要があるのではないかと思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

いろいろ障がい者区分のことや、私も行政懇談会で意見が出たときに聞いていました。それから、実際に使おうと思った方が4級なので、100円では乗れないと言われたということもお聞きしました。それで、例えばその4級の方が、日常生活でシャンシャン歩けていろいろ重たい物を持てるのかというと、やっぱそういうことではなくて、すごく不便を感じていると。以前は自転車を乗ったり、押していったりして買物に行ったり、病院を行ったりということができたけれど、今は全くそういうこともできなくなったというような状況の中で、同じように障がい者手帳を持っていて、区分のあれはあるけれども、町がやるこういう事業に対して、やはり何とか便宜を図ってもらえないのかというような相談も寄せられました。ですから、そのことも今申し添えて、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、緊急時のことも含めて、今タクシーのことのお話も伺いました。自 分のところに、例えば夜、身内で不幸があったとか、そこに急に行くというとき に、今までは町内のタクシーを呼んで行けたのが、その遅い時間になって行けな くなったときに、それではどうしようというときのことで、民間交通のそういう ことをなかなか広報するのが難しいところがあるというお話だったんですけれど

も、やはりそういうところが、何か町民に知らせる手立てがあれば、町民も不安 なく今後の日常生活の中で利用できるかと思います。それで障がい者の福祉ガイ ドというものを、障がい者の方に福祉タクシーのチケットを配布していますよね。 そのときに利用できる岩見沢地区のハイヤーなどがいろいろ載っている一覧表み たく配られているんですけど、それも平成31年と令和3年を比較してみると、 若干やっぱりタクシー会社も減っています。だから、それだけタクシー交通業界 も大変だなということがわかるんですけれども、やはりこういう形で町民に知ら せるということがやっぱり大事なことでないかと思います。ですから、そこはぜ ひ検討していただきたいと思います。それから、町民が日常生活を安心して送れ るようにすることは、住民の福祉の向上をうたっている地方自治体の役割として、 極めて私は大切なことだと考えています。町長は本年度の執行方針の中でも、誰 もが安心に安全に暮らせる安心なまちづくり。健やかな毎日を支える健康づくり などで町民がいつまでも住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりを掲げて います。そういう意味からしても、やはりせっかくこの「あいるーと」によって、 今までの交通弱者を救うというところから、本当に便利に使える形になって本当 にいい機会だと思うので、ぜひ町長の執行方針の中にあるように、町民の安心を 支えるという意味で、町民の利用する状況に沿った形で、ぜひアンケートなども 行って欲しいと思います。先ほどの答弁の中で、アンケート、利用者にアンケー トをとるということだったんですけども、今、登録している方もすぐ利用する人 や将来に備えてという形もあるかと思います。広く町民皆にこのアンケートを取 るべきではないかなと思います。そういう意味から、やっぱりどういう要望を皆 さん持っているのか、将来利用するにはどういうことができるのかなど、そうい う考え方にもつながると思うので、そこはぜひきめ細かくやってほしいなと思い ます。

タクシーのことについて、町としていろいろタクシー業界もなかなか大変でというのは、私もそのチラシを読んだときに思いましたし、やっぱりコロナの影響でいろんな形で商店にしてもいろんなところがひっ迫した状況にあるということは理解できます。それでもやっぱり町民の足を守るということは本当に大事なことであるので、そういうところに町もやっぱり寄り添っていくという姿勢が必要ではないかと思いますので、その辺について、アンケートも取られるということと、それから半年をめどにいろいろ改善策も検討するという答弁をいただいているんですけれども、さらにその辺で町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

大崎町長 (再々答弁)

最初に#7119でございますけれども、さっぽろ連携でその取り組みがされてから今まで広報に3回掲載してございます。それを見て、町民の方は、昨年は相談件数が51件、うち救急の出動は4件の実績でございます。そのようことか

ら、ある程度は情報が伝わっているのかなと思いますし、これからも、そういう 緊急時のことですからすぐ皆さんが利用できるような情報発信に努めてまいりた いと考えております。

2点目の、4級の方などそういう障がい者への拡大の関係でございます。議員 御承知のとおり、この事業は巡回バスの経過がございます。それを発展的にやっていこうということでこういう形になってございます。それで、先ほど来から申し上げていますとおり、料金設定も含め、対象者も含め、この事業の実施にあたっては、議会とも相談をさせていただいて、そして10月からスタートをさせていただきました。この後も町民のニーズを確認して、そういうものについて検討していきたいなと考えてございます。

あと、タクシーの事業の関係でございますけども、民間事業ですから営業部分のことに関してはなかなか行政では情報は出せませんけれども、例えば事業者から広告というような形で出してもらうのが一番私は望ましいかと思っております。しかし、これは相手あってのことなので、そういうこともあわせながら町で出せる情報を検討してまいりたいということで御理解をいただきたいと思っております

あと町民の足を守るということで、私どもも地域交通の事業者を守るのも町の 大事な役割でございます。そういうことから、本町の事業者には、このコロナ禍 にあって経営継続事業支援金など、そういうような事業も行わせていただきまし たので、そういうようなことも含めまして、また町民の足を守るというようなこ とで、現在の状況を鑑みながら、町民にもそういう現状をお伝えしながら、少し でも良い方向にいくように努めてまいりたいと思ってございますので、御理解い ただければと思います。

② 「学校の女子トイレに生理用品の設置を」

熊木議員

それでは2問目に移ります。学校の女子トイレに生理用品の設置を、ということで、教育長に伺います。経済的理由で生理用品の入手に苦しむ「生理の貧困」が、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化し、社会問題になっています。「#みんなの生理」という団体の調査では、経済的理由で生理用品の入手に苦労した学生は20.1%、生理用品でないものを代用した学生は27.1%もいました。内閣府の調査では、生理用品を配布する自治体が5月時点で、全国で255もありました。配布場所は学校や公共施設、困窮者の支援窓口などです。近隣の岩見沢市では、「お困りの方に生理用品をお渡ししています」というカードを配布し、カードを窓口で提示すると無料で生理用品を渡しています。道内では、函館市や芽室町などで小中学校のトイレに設置する取り組みがされています。国の補助制度や、防災備蓄品を活用して児童生徒への支援を実施するなど取り組みが広がっています。

本町では、保健室で生理用品を渡しているとのことですが、思春期の児童生徒の心情や、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮して、学校の女子トイレの個室に設置するなどの工夫が必要ではないかと思いますが教育長の考えを伺います。

小笠原教育長

「学校の女子トイレに生理用品の設置を」の御質問にお答えします。町内の小・中学校においては、児童生徒から、生理の貧困と推測される相談については、養護教諭が家庭の状況を把握しながら対応することとしていますが、これまでのところ経済的な理由により生理用品を購入することができないといった相談や状況はありません。

また、児童生徒や保護者から、生理用品をトイレに設置して欲しいといった要望もありませんが、トイレの個室への設置については、設置場所や提供方法など学校や児童生徒の実態を把握し、学校と協議してまいります。

熊木議員 (再質問)

再質問を行います。ただいま教育長のほうから、設置場所や提供方法など、学校や児童生徒の実態を把握し学校と協議してまいります、という御答弁をいただきました。この生理の貧困、今たまたまコロナのことでいろいろ困窮者が増えているというところから大きく社会問題になっています。私も、先日、教育委員会の課長のところに行ってお話を伺ってきました。それで今答弁あったように、特別、相談などそういうものは届いていないということでした。相談などがなけれ

ば、今社会問題になっているところを、本町はそこ全くなくていいのかということには私はならないと思います。生理の貧困問題だけでなくて、やはり母性保護というか、私、女性ですから、生理は毎月、毎月来ます。それでやっぱりそのたびにいろいろ大変な思いをしながら、生理痛を抱えるなどということがあります。教育現場の中で、やはり生理を迎えるということはちょうど思春期に入っていろいろ体の変化や、突然生理になったらどうしようと、いろんなそういう思いをしながら学校生活を送っていると思います。そういうときに、保健室で養護教諭などが対応してくださっているということですけれども、なかなか言い出しにくいと、やっぱり周りを気にするということが現場の中ではあるかと思います。そういう時に、学校の中でそういう配備があれば気兼ねなくというか、咄嗟の時もそういう処理ができるということにつながるのではないかと思いました。

それで先日もNHKの放送で、生理用品はトイレットペーパーと同じに思って くださいとある都立高校の校長先生が養護教諭に言って、生徒が安心して学校生 活を送れるように、東京都の方針で校内のトイレに生理用品を無償で設置するこ とになったということが紹介されていました。私、たまたまその生理の貧困をき っかけにということで話をしましたが、やはりさっきも言ったように子育て、少 子化対策ということで、本当に子どもを産み育てる人を育てていくという観点か らも、母性保護のあり方などもやっぱりその教育の中でしっかりされることが望 ましいと思います。もう本当に数十年前とかは、こういう生理ということを大声 で言えるような時代背景でもありませんでした。今、だんだん世の中も変わって きている中で、ジェンダー平等とか、いろいろこう叫ばれる中で、やはり生理は 女性だけのことではなくて、やはり男性も一緒にそういうことを学ぶということ が必要かと思います。いろいろ調べていくと、ナプキンをつくっているソフィー ナという会社などではいろいろビデオとかいろんなものをつくって啓蒙したり、 また皆でそういうことを学んでいって将来の母体を守っていくということにつな げる運動などもされているということが紹介されていました。だからそういう取 り組みというのはすごく大事ではないかと思いました。皆、東京ですけれども、 港区の教育委員会で子どもたちにアンケートをとった結果、生理用品がなくて困 ったというふうに答えた生徒は、持参するのを忘れたというのが95%です。そ して家庭で購入や準備ができなかったからというのが5%だったそうです。生理 が急に来て困ったり、ナプキンが足りなくて困ったりということで、子どもたち が安心して学校生活を送ることができないということにつながる意味からも大き な課題ではないかということを、そこの教育委員会では皆で話し合ったそうです。 生理用品を保健室で貸出しというか、渡していますということでしたけれども、 そういうときにやっぱり周りの目を気にしながら保健室に取りに行くということ も、やはり抵抗を感じたり、恥ずかしいから行けないと思ったり。だけれども下 着が汚れて漏れたらどうしようとかいうその心情、そういうことを考えると、や

はり今からでも何とかしていくべき問題ではないかなと私は考えました。ですから、やはり生理用品は必要なときに必要なだけ使うもの、トイレットペーパーと同じように設置できればよいのではないかというような運動が今おきているということもうなずけると思います。そしてスウェーデンでは、法律で全ての公共施設とかそういうところに置くことがもう2年前ですか、決まったということも報道されています。そこまでいかないとしても、南幌町でも、検討するということでしたけれども、そういうことを前向きに捉えて、今親からの相談や子どもからのそういう声がないからというだけではなくて、やはり配慮して準備をしていくということを再度求めたいと思うんですけれども、そこで、もし先ほどの答弁以上に何かがあれば答弁していただきたいと思います。

小笠原教育長 (再答弁)

熊木議員の再質問にお答えいたします。まず、生理に関しては、思春期の子どもたちにとって大変非常にデリケートな問題であって、家庭環境によっては家族にも相談しづらいという子どもさんがいることも考えられると思います。学校のほうでは、生理や性に関する悩みがある場合については、養護教諭をはじめとして相談しやすい先生に相談できる体制を今取るようにしております。トイレへの生理用品の設置につきましては、小学校では低学年のほうでの理解不足によりまして、いたずらや触ってしまうなどの問題も想定されることから、高学年が利用するトイレに限定するなど児童生徒の実態について小中学校と協議し、早急に設置してまいります。また、貧困の有無にかかわらず、教育的配慮により誰でも利用できるようにしてまいりたいと考えております。以上です。

熊木議員

ただいま教育長から、とても前向きな答弁をいただきました。ぜひ学校の中で相談しやすい体制をつくる、そういう話し合いもしているということでしたので、とっても大事なことだと思うので、ぜひ早くそういう措置ができるようにしてほしいと思います。

それで先日も新聞に室蘭市でしたね、匿名の市民が生理用品を使ってほしいということで、段ボールで170個分、100万円相当の寄附をしたというのが載っていました。それで、すぐ室蘭市では、小中学校や室蘭工業大学の女子寮などいろんなところに配布して、必要な人に配っているということも載っていました。いろいろ調べると、それは北海道でもそういうことがあるというのと、それから業者の方が自治体に寄附をしたということもあるということで、本町はまだそういうことはないと思うんですけれども、ぜひ寄附やあと災害備蓄品などを充てているという自治体もありますので、そういう意味で前向きな答弁をいただきましたけれどもぜひよろしくお願いしたいと思いますので、これで質問を終わります。

① 「町民からの声を聞く方法について」

西股議員

それでは私のほうからは、町民からの声を聞く方法についてということで、町長に伺います。町長は就任以降、コロナ禍にある現況を見て町民との対話の場として行政懇談会を実施していく考えを示していました。10月12日より町内10カ所で行政懇談会を開催しました大崎町長の実行力に敬意を表します。

町民と行政の距離を近づける意味においても、このような行政懇談会を実施していくことは良かったのではと思います。

今回の行政懇談会の関係を含め町民からの声を聞く手法について、次の4点について質問します。

- 1、町長として、行政懇談会を実施して感じた事をお聞かせいただきたい。
- 2、町としては、広報、チラシ等を通じて開催を知らせていたが、一般町民の 参加は少なかったのではと思う。この点についてどのように受け止めているか。
- 3、今後も情報を伝えていく上で、町民からの意見等を聞き、継続的・定期的 に行政懇談会を開催していく必要があると思うが、どのように考えているのか。
 - 4、行政懇談会に限らず、町民からの声を聞く方法は考えているのか。

大崎町長

「町民からの声を聞く方法について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、私が町長に就任した当初より、町民の皆さまとの対話の機会として行政懇談会の開催を模索していましたが、新型コロナウイルスの感染状況から緊急事態宣言が明けての開催となりました。このたび、10カ所全体で議員、町職員を除き113名の参加をいただき、多くの貴重な御意見をいただきました。今後の町政を進めるにあたり意義のあるものであったと考えています。

2点目の御質問については、今回の行政懇談会は、広報記事と折り込みチラシによる全世帯への周知を行い、新型コロナウイルスの感染対策を講じた中で開催しましたが、若い世代の参加が少なかったことと、感染を心配されて参加を控えた方もいたのではないかと感じています。

3点目の御質問については、行政懇談会は継続的な実施が望ましいと考えますが、基本的には全行政区・町内会を対象とすることが前提であると考えることから、行政区長・町内会長からご意見をいただき判断してまいります。

4点目の御質問については、町長談話室や故郷ふれあいミーティング、まちづくり職員出前講座、地域担当職員制度、町民意見箱を活用いただけるよう、町広報誌やさまざまな機会を通じて、利用啓発や制度周知を行い、より多くの町民からの声を聞いてまいります。

西股議員 (再質問)

再質問させていただきます。今回開催できたという中で、参加人数113名ということですが、10月末の町民、総計で7,391名ですか。それで計算しますと1.5%前後しか参加されていなかったと。若い方が少ないということだったんですが、65歳以上の高齢者の部分で計算しても4.4%ということの出席です。これ自体が、若い方が出席少なかったというよりは、開催時期や時間など、その辺についてはどうだったのだろうかというふうに思います。この点についてのことをお聞きしたいと思います。

それと3点目の関係ですが、この中ではやはりちょっと行政区長・町内会からの意見を聞いてやると、判断するということですが、やはり町主導で今回のようにやられるのがいいのかなというふうに思います。この中で、例えば全町的にやっていくと、行政区ごとにやるということになるのであれば、全部のところを1年でやるということではなくて、年次計画を立てながら進めていくというのもつの方法になるのではないかと思います。やはり懇談会では、町民からいろんな事業、施策に対する意見を直接聞ける場ということで、大変必要な場ではないかというふうに思います。また、町からもいろんな情報を伝える上でも、この懇談会というのは非常に大切なものだというふうに思いますので、ここらについての考え方を伺いたいと思います。今2つ言ってありますので、この点についてお聞かせください。

大崎町長 (再答弁)

まずは今回、十数年ぶりに開催をさせていただきました。昨年からコロナの感 染で状況が変わる中、また農作業の時期も考慮して、そして本年は衆議院選挙の 日程もあったということで、その中でタイミングを図って実施することができま した。その中で考えますと、本年については、開催の時期については私はいい時 期であったのではないかなと考えます。また、今まで開催してきた時期、これら につきましてもやはり農作業時期などを考慮して開催してきた経緯がございます。 時間につきましても、これまた行政区長さんや町内会長さんと相談をして、時間 の設定、または休日の開催、これらについてそういうことでやりとりさせながら、 最終的には町で判断してやってきました。そういうことを考えれば、まだまだ工 夫はしなければなりませんけれども、基本的にはこのような開催が望ましいので はないかなと。また、今回、一部の行政区では数地区あわせた中での開催もござ いました。これまた、当該行政区長さんや町内会長さんのご意見も聞きながら、 またそれぞれ区の事情もあろうかと思います。そんな中で、一部統合した中で実 施をして、それでやはり数カ所ということになると、やはり小さい意見がなかな か拾いにくくなると。考えれば、やはりいろんな生活に身近な問題、意見、要望、 それらを考えれば規模としてはこの規模が望ましいのではないかなというように

考えていますけれども、これまた、これから今月行政区長会議がございますので、 その中でも今回の報告を行い、また区長さんの意見なども聞いて検討してまいり たいと思っております。

それと町主導、当然実施となればそのような考えを持っています。やはり実施する場合にあたって、これは後ろ向きで申し上げているのではないですけども、やはりこういういろんな状況、タイミングというのはどうしても出てきます。そんなようなものを考慮しつつ、実施の判断をしていく必要があるのではないかなと思ってございます。今回いろいろ出席者も少なかった、これはやはりどうしても、何をやっても出席者がなかなか揃わないというような現状もございます。そういうようなことにあたって、町政にいかに関心を持ってもらえるか、そういう日頃からの取り組み、また情報発信、それらも含めまして検討してまいりたいなと思っております。

西股議員 (再々質問)

再々質問させていただきます。開催の関係はこれからまた協議していくということですが、少しでも多くの町民が参加できるような形を組んでいただきたいと思います。その中で町としてのありたい姿としては、意見が言える雰囲気と円滑なコミュニケーションが取れるというのも一つあると思います。また町の目標が共有できて、活躍する場があるというところもやはりそういう町がいいのかなというふうに思います。やはり町民からの声を吸い上げるという意味では、先ほどオンデマンドの話もありましたが、効果の検証のためには、懇談会だけでなくて、満足度の調査、こういうアンケートを含めてすることも必要なのではないかなというふうに思いますので、行政懇談会の中のそういうような中も含めた中で、満足度というのを調査してはいかがかということで、最後に質問させていただきます。

大崎町長 (再々答弁)

今議員言われたことは最もだと思います。実施して我々が満足、評価するものではなくて、やはり町民から、町民にとってよかったのか、どうだったのか、そういうような効果の検証も含めまして実施をしてまいりたいと思います。また、いろんな事業にしても、やっぱり先ほど申し上げましたように、特に若い世代を中心に参加者が少ないのかなというようなことも実際にございます。例えば、団体の会合などにあわせて、普段は私が挨拶だけで帰ってくるようなケースが多いですけども、そのような場合に町民の皆さまと意見交換、情報交換ができるような、そういうような環境づくりに努めてまいりたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

① 「本町の移住促進と観光振興について」

佐藤議員

本日は町長に2問の質問をさせていただきます。まず最初、本町の移住促進と 観光振興について。本町ではさまざまな町の変化で住民ニーズが多様化し、複雑 化している時代に対応するため、これまで以上に一歩踏み込み、より実行力のあ る行財政改革を推進することを目的に、第2次南幌町行財政改革実行計画「加速 化プラン」を実行しています。

中でも移住促進、観光振興では地域おこし協力隊を中心としたまちづくりを前向きに進めています。

本町ではこれまで南幌温泉を中心にパークゴルフや乗馬などをはじめ、最近ではキャンプ場への来場数も増加し、町外からは本町の飲食店を目的に多くの方が来られるようになりました。2023年に北広島ボールパーク開業、2024年には道央圏連絡道路が南幌ランプまで開通します。さっぽろ連携中枢都市圏との連携でますます南幌の観光発展が期待されていくと思います。

町が大きく発展する追い風が来ている今こそ、南幌のイメージを高める移住や 観光に取り組むことが重要と考えます。そこで町長に3点伺います。

- 1、今後も地域おこし協力隊を活用した移住促進と観光促進を進めていくと思いますが、観光と移住をどのように結び付けていくのか。
- 2、加速化プランの移住促進事業の方向性として移住体験住宅を活用した町の魅力を伝える移住観光コンシェルジュを考えるとあります。その活用方法や活動後の展開について継続検討するとありますが、具体的にどのように進めていくのか。
- 3、南幌温泉は今後も観光資源として重要な場所と考えます。温泉周辺の環境整備やキャンプ場施設の整備、冬の観光集客の考えは。

大崎町長

「本町の移住促進と観光振興について」の御質問にお答えします。1点目の御質問については、移住促進や観光振興を図る上で、まずは本町を知ってもらい、足を運んでいただくことが重要であることから、これまでも様々な知名度向上対策に取り組んできたところです。今後においても、引き続き町ホームページやSNSなどにより、一人でも多くの方々に本町を訪れていただけるよう本町の魅力を発信してまいります。また、本町に観光で訪れた方が移住のきっかけづくりになるよう町内周遊などの施策に取り組んでまいります。

2点目の御質問については、令和4年度より地域おこし協力隊員1名を採用し、 移住相談をはじめ、移住体験住宅の運営管理、住宅を活用した移住者同士の交流 会や本町を訪れた方への体験型観光などの企画により、移住者を迎える仕組みづ くりを進めたいと考えています。また、活動後の展開については、移住観光事業 の起業化へとつながることを期待しています。

3点目の御質問については、南幌温泉は本町の観光拠点施設であることから、 周辺の環境整備については、公園用地を活用したキャンプ場の整備を含め検討し てまいります。また、冬の観光集客については、新型コロナウイルス感染症の状 況を見極めながら、南幌温泉の指定管理者と連携し、冬のアウトドア等の観光集 客策を検討してまいります。

佐藤議員 (再質問)

再質問させていただきます。観光周遊やSNSなどで取り組んでいかれるとい うことで、さまざまな形で期待しております。特に協力隊の方のお力はこれから 観光振興の大きな原動力になるとも考えております。先日、たまたまユーチュー ブで南幌の上空を飛ぶドローンの空撮映像を見ることができました。上空から見 る田園風景や夕張川の迫力に圧倒されまして、今後南幌の隠された自然の中の観 光資源をアピールする材料としては大きなツールになるのではないかと、そのよ うに感じました。しかし、南幌のホームページでそれを見たいなと探したところ、 何回も探してもなかなか出てきませんでした。やっと出てきたんですけれども、 ドローンを飛ばしている動画の撮影、ドローンを飛ばせるスポットがありますよ ということを書いているだけで、どこにあるのか、どのような内容なのかという 詳しいことが書いてありませんでした。動画が見たかったですけれど、動画もあ りませんでした。やっぱり今までとは違う、新しいドローンという活用で町を紹 介されているので、本当に多くの方に見ていただかないともったいないなと感じ ました。やっぱりホームページを見たときに、すぐに南幌町のことがどういうと ころなのかということがすぐ分かるような、やっぱりそういう発信の仕方は必要 ではないかなと、そのように感じました。もっとこれからもドローンを活用した 町の紹介を進めていただきたいなと思っていますが、まずそのホームページのト ップにドローンの空撮映像や案内など載せるということはどうかと思います。そ れでまた初心者でも今、簡単に使用できるドローンもございますので、南幌のリ バーサイドに体験できるエリアを設けて、観光誘致に向けてはどうかと考えてお ります。

2番目ですけれども、今後できる体験住宅、加速化プランの中では、地域おこし協力隊が観光コンシェルジュとして管理していきますとございました。そのような新しい試みは、南幌を発信していくということでは、南幌のイメージがより田園文化の町に近づいていくものと私は感じます。大変期待もしていますし、その観光コンシェルジュは何物かと言いますと、この目的というのは、来訪者に対して訪問先の充実した時間と安らぎを提言するとありました。この体験住宅も、今後さまざまな取り組みを考えていただいて、観光コンシェルジュを中心に進め

ていただくようになるのではないかと思いますが、例えば、今までは移住体験住宅は、ある程度何カ月か長期の滞在の方が多かったわけですけれども、今後も子どもたちの休みの土日だけや、休みの数日間宿泊するなど、今まで南幌でこれまで取り組んでいないような新しいユニークな体験メニュー、例えば周遊とありましたけれども、デマンドタクシーを利用した南幌ツアーなど、そういう取り組み、今後協力隊の方は本当に一生懸命南幌のために働いてくださるとは思うんですけれども、ぜひ、町の若い職員のアイデアも取り入れて、取り組んでいただきたいなと思っております。

3番目ですが、南幌温泉は町外からの評判も良く、特に泉質がいいということで愛好家も多いわけですけれども、観光の顔と言ってもいいと思いますけれども、ただ、江別方面から来まして一番最初に南幌温泉の入り口の付近の側溝、今は長幌浄水場が建っている脇ですが、ここは町有地だと思うんですけれども、ごみが散乱しておりまして、何度か担当課にお願いして対処していただいたんですけれども、やっぱり入ってすぐにごみがあるというのは温泉のイメージダウンにつながると思うんですね。そういう部分では、その環境整備、観光の基本なので管理をしっかりしていただきたいなと思っております。

次に、ここからは観光事業の提案を3点ほどさせていただきます。最初に1点 目ですが、南幌温泉の駐車場の野菜直売所の裏には広い芝生がございます。きれ いに整備された芝生ですが、なかなか人が利用されておりません。幼児用のブラ ンコや滑り台などの遊具を設置して、ファミリーが一緒に楽しめる場所になると 思いますので、そのお考え。また2点目は、キャンプ場は今後需要が伸びていく 観光産業だと思います。先ほどの町長のお話も、これから検討していただけると いうお話だったんですが、どのようなキャンプ場をイメージされるのかというの が2点目です。3点目が、冬の観光もこれから考えていくべきかと。先ほどは冬 のアウトドア等の観光集客を検討しますということだったんですけれども、南幌 には本当に珍しい冬の樹氷があります。本当に冬の厳寒の早朝に枝や木に凍り付 いてできる樹氷の壮大さ、荘厳さというのは、町外の人たちはすごく驚きます。 町内にいる私たちは毎年のことなのできれいだなと思うぐらいなんですけれども、 その樹氷スポットが町内には何カ所かございますので、ホームページやSNSな どでお知らせしてぜひ早朝に来てくださいと。帰りには南幌温泉の朝風呂へいか がですかと、そういうような取り組みもいいのではないかなと思います。この3 点です。よろしくお願いします。

大崎町長 (再答弁)

1点目でございますが、現在の地域おこし協力隊員2名採用のうちの1名の方がドローンの資格を取ってそして編集を行ってということで、非常に優れた技術を持ってユーチューブにあげられております。それらの取り組みをいかに町のほ

うのPRに結びつけていくかということかと思いますけれども、ホームページへの空撮の取り入れは可能なようでございますので、ただし事業費が発生するものですから、そういうものも確認しながら検討してまいりたいと思います。

2点目の移住体験住宅を含めましたものでございますけども、移住を促進するための企画や相談、または観光体験を取り入れた事業展開を目指していくために、来年度、令和4年度に地域おこし協力隊員1名の採用を予定しております。そこで現在の移住体験住宅2戸については、御承知のとおり老朽化してございまして、新たな移住体験住宅の整備を今検討しておりまして、その中でみどり野団地のインフォメーション機能を兼ねた形で業務が行えないのか、そのようなことも予定してございます。そのなかでそういう取り組みも行ってまいりたいと思いますけれども、移住体験住宅、コロナ禍前では例年30名から40名程度の方の利用がありました。しかし、どちらかというと観光滞在型で利用をされる方が多くて、移住にはなかなか結びついていないっていうのが実態なものですから、それらの解消、どんな形がいいのか、そういうような方向で進めていかなければならないのかなと思ってございます。

続いて、南幌温泉の件でございますけども、南幌温泉、以前から少し利用者数 が減少傾向になってきまして、加えて昨年からのコロナ禍ということで利用者の 減少が現在は著しい状況でございますけども、近年はキャンプなどのアウトドア の形が多様になっておりまして、また幅広い年代で親しまれておりまして、その 傾向はこれからも続くものと思ってございます。温泉周辺でのキャンプ場整備に つきましては、議員おっしゃっているのは、きらら公園の直売所の裏手というこ とで、きらら公園というところかと思いますけれども、その場所がいいのかどう なのか、それらも含めまして、小規模のキャンプサイトといいますか、そのよう なものになろうかと思いますけども、指定管理者ともその辺について検討を進め てまいりたいと思います。また、冬の集客につきましては、イベント等に関しま してはまだコロナ禍ということで今シーズンはちょっと難しいところもあろうか と思いますけども、冬の集客策としましては、議員言われたような樹氷がいいの か、または寒さ体験がいいのか、ワカサギ体験を絡めたものがいいのか。以前は 冬キャンプを指定管理者のほうで実施した経過もございますので、いずれにして も、どのような集客がいいのか指定管理者とより検討してまいりたいなと思って おりますので、御理解いただければと思います。

佐藤議員(再々質問)

再々質問させていただきます。今、いろいろと町長のほうからお話しいただきまして、新しい南幌の様子が少し見えてきたような、そういう気持ちでございます。私はこのたびの、第2次南幌町行財政改革実行計画の中で、本町がこの観光定住に向けて絶対に成功させたいという意気込みをすごく感じたんですね。しか

し、ホームページの冒頭にある、最初にある、「山も海もない、ただ自然があ る」というキャッチフレーズにどうやって町は観光振興を進めていくのかなとい う、そういう戸惑いもございました。子育て世代のきた住まいるヴィレッジ事業、 工業団地の好調な売れ行き、高規格道路の延伸、ボールパークの開業、誘客施設 構想と今追い風が来ているここで観光の役割というのはすごく大きく発揮される と感じております。そういう部分で本日質問させていただきました。行政が観光 振興を進めるというところでは、民間企業とは違いとても悩むところはあると思 います、正直。ですが、伝わることは本当に難しいと思います。一生懸命伝えて いても伝わらなければ意味を呈していない、そういう厳しさもございます。その 中でも、今回御存じだと思うんですが、南幌グルメナイトマップ、皆さんも見ら れた方も多いのではないかと思うんですけれども、本当にこのマップには私もち よっと感動しました。それは開いた途端、開いた瞬間、知りたい情報がすぐ飛び 込んできます。お店のこれがおいしいですよ、金額で、本当にこれが伝えること なんだな、伝わることなんだなというふうに感じたんですが、これを見て誰もが 一度行ってみたいなというふうに思わせる、そういう内容です。伝わるというこ とは、こういうことということをこれによって学ばせていただいたんですけれど も、ぜひとも本町も連携している大学の学生などの意見なども聞いて、また民間 企業のアイデアも取り入れて、新しい感覚を取り組んで観光振興を進めていただ きたいと。伝えるという、伝わるということも含めて、町長のお考えをお聞きい たします。

大崎町長 (再々答弁)

当然人を呼び込むためには、まずはキャッチフレーズが大事かなと思います。また議員言われたように、伝わらない情報を出しても意味がないといいますか、そんなようなことも肝に銘じながら進めていきたいと思いますけども、大学生、民間企業との連携といいますか、そのようなもの、幸いに本年、恵庭市の北海道文教大学と連携協定を締結することができましたので、大学生とはこれから交流も深まり、町に訪れていただく機会も当然あろうかと思います。そのような機会も活用しながら、また来年度から第6期総合計画の後期計画がスタートいたします。そんな中で今、各課横断的な検討を進めておりますけども、そのようなことで新しいような発想も含めまして、現在は策定の準備を進めているところでございます。その素案につきましては1月中には皆さまにはお示しできると思っておりますので、またその中でも、斬新的なものになるかどうかわかりませんけども、そういうような新しい発想なんかも盛り込んでいくことも考えておりますので、そのことも御承知おきいただきながら御理解いただければと思います。

② 「子どもを健やかに生み育てるための支援は」

佐藤議員

2問目の質問をさせていただきます。子どもを健やかに産み育てるための支援 は。少子高齢化が加速し、子育てをめぐる環境が厳しさを増しつつある中で、子 育て世代の経済的負担は、家計に大きく影響を及ぼすと考えます。

本年度の町政執行方針で町長は「子育て一人ひとりの健やかな成長を育むために妊娠期から子育て期に係わる機関が相互に連携し、町全体で子育て支援に取り組むとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。」と述べられました。これまでも本町では子育て支援米、ファミリー・サポート・センター事業、最近では病児・病後児保育などで乳幼児に優しい取り組みを行ってきましたが、一時的に負担の集中する妊産婦や、乳幼児の経済負担を町で応援することが必要と考えます。そこで町長に3点伺います。

- 1、本町には産婦人科がないことから、町外の医療機関を受診する時のタクシー代を助成する考えは。
- 2、町民の誕生を祝福し、子育て世帯の経済的負担を応援するために紙おむつの購入費を助成する考えは。
- 3、災害が発生した場合、ガス、水道が使用できなくなると、ミルクや離乳食を作ることが困難になります。災害時に即時に対応できるよう液体ミルクの備蓄の考えは。

大崎町長

「子どもを健やかに生み育てるための支援は」の御質問にお答えします。 1点目の御質問については、現在、町では新型コロナウイルス対応経済対策支援として、「妊婦あんしん支援金事業」により緊急的な経済的支援を行っています。本町には、産婦人科の医療機関がないことから、妊産婦は近隣市の産婦人科に家族の方と自家用車で通院しており、タクシーの利用に係る経済的な負担も少ないことから、タクシー代の助成を行う考えはありません。

2点目の御質問については、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査において、紙おむつの購入費助成に対するニーズは高くないことから助成を行う考えはありませんが、訪問や健診を通して、必要な方に災害備蓄品を活用した支援を行ってまいります。

3点目の御質問については、災害備蓄品については、災害備蓄品整備計画に基づき整備を進めているところです。液体ミルクについては、現在は備蓄していませんが、賞味期限が長い商品も開発されていることから、今後整備してまいります。

佐藤議員 (再質問)

再質問させていただきます。1番目のタクシー助成券ですが、その助成の考え は今のところはないという考えではありましたけれども、まず出産まで妊産婦健 診は14回あります。経済的な理由で健診を受けられないということは今は少な くなりました、14回全て助成されているので経済的な理由で健診を受けられな いということは今はなくなったと思います。一番近い産婦人科は江別市立病院で すね、この辺でいうと。それでタクシー代を調べましたところ片道3,500円 ぐらいかかるということです。これではタクシー代の負担が大きくなって、やは り健診はいいけれども、タクシー代が往復で7,000円、タクシーで行かなけ ればならないということになると、7,000円もかかるということで、健診を ためらう方がいないとは言えないとは思います。町のアンケートでも必要だと思 う子育て支援策は、母子保健サービスや小児救急医療の充実が14.7%と一番 多い状況でした。妊産婦の健康はそのお腹の胎児の健康と一体ですし、出産には あらゆる想定外のことが考えられると思います。それで、先ほど御答弁いただき ました、家族が車で送ります、経済的負担が少ないから大丈夫ですというお考え はどうなのかなという思いでいます。経済的な理由で本当に検診をためらうこと のないような、安心して出産に望めるような町のサポートをするためにもタクシ 一の助成券は必要だと思うんですね。再度、町長にお考えをお伺いいたします。

2番目の紙おむつですが、この紙おむつの質問は令和元年第2回の定例会で質問させていただきました。そのときに、経済的支援を望む方は多いけれども紙おむつのニーズがないということで、また町としても幼児教育の無償や教育費の無償などをしているという御答弁でございました。今回も同じような形だとは思うんですけれども、紙おむつは贅沢品ではなく必要とするものであって、私は経済的支援に含まれるのではないかと思っております。使用期間というのも、誕生してから長くて2年、1、2年です。この頃がやっぱり子育てする上で一番出費が多くて、経済的にも大変な時期であるということをお聞きしております。それで、新生児のおむつ替えは平均して1日10枚から15枚ぐらいで、価格が1枚30円、平均ですけれども、一月に換算すると、赤ちゃん1人あたり紙おむつ代だけで1万4、000円ほどになるわけであります。全額でなくても、どうしてもだめだというのであれば、全額でなくても一部助成でもいいので、やはり子育てを応援してくれる、応援していただけるというのは、子育て世代の親たちにとってはとても助かるものではないかと思います。その部分で再度町長にお伺いいたします。

液体ミルクですけれども、備蓄していただけるということで大変喜ばしい限りです。この液体ミルクも、予算委員会の中で何度か質問したときに、今までは賞味期限が短くて在庫管理がしにくいということでございました。ですが、最近では1年以上もつものもございますし、保存としては備蓄できるものとして考えて

いただけたのかなと思っております。液体ミルクが注目されたのは2011年の東日本大震災で、断水により粉ミルクを溶くための安全な水を求めて苦労した家庭がたくさんあったということと、2016年の熊本地震でフィンランド産の液体ミルクが配布されて、その利便性に注目が集まって、それらの出来事に後押しされて、それまでは国内では製造されていなかったわけですけれども、それをきっかけに国内で製造販売されたというお話を聞いております。開発が大きく進み、価格も手頃になりました。備蓄していただくというお話でしたので早急な備蓄をお願いしたいと思います。私からは1番、2番の質問をさせていただきたいと思います。

大崎町長 (再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えします。まず、妊産婦の通院の際のタクシー代の助成でございますけども、議員言われるように、妊娠から出産までの間の受診や健診などの通院の回数は14回程度と聞いてございます。本町の多くの方は江別市内の産婦人科を利用されております。町の聞き取りによりますと、病院への通院方法は本人が自家用車で運転していく、または出産が近い場合などは家族が送迎するというのが大半のケースでございます。本町から江別まで、自家用車を利用しての通院には特段経済的な負担は生じないと。また検診をためらうような状況ではないということで、現時点ではタクシー代の調整は考えてはおりません。

2番目の紙おむつの件でございますけども、議員も言われますとおり、本町の経済的支援としまして、現在子育で支援米、小学生までの医療費無料化及び中学生までの1割負担、学校給食費の補助など、十分ではございませんけども子育で世代の経済的負担の軽減を図ってございます。現在の災害備蓄用としては紙おむっを備蓄しております。更新のタイミングとしましては5、6年と考えておりまして、数量に限りがございますが、それらを有効的に活用していきたいと思ってございます。また、議員も言われたとおり、近年は幼児教育の無償化も進みました。また、現在国においては、18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付や住民税非課税世帯への10万円の給付なども審議をされてございますので、そのことも考えあわせて、紙おむつについては現在のところ考えてはございません。液体ミルクにつきましては、今、粉ミルクと同等のものが開発されましたので、これについては早急に整備を進めたいと思ってございます。以上です。

佐藤議員(再々質問)

再々質問させていただきます。この子育て支援については、今、政府のほうでもこども庁を創設し、早期に検討に着手すると明記されております。2020年の出生数が84万人と過去最少を更新する中で、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に取り組むと強調しているわけでございますけれども、国

ではできない、一人ひとりに寄り添うようなことをできるのは町だと思います。 町でできないようなハードなことをするのは国でやるべきかとは思います。国で はできない一人ひとりに寄り添うことは、やはり本町でもできるのではないか。 出生率が年間に30名から40名にいかない人数の中で、十分にいろんな形で子 育て支援ということで寄り添う形で支援はされているとは思いますけれども、切 れ目ない子育て支援ということで、町としてもうたっておりますので、できる範 囲の中でというか、全額でなくてもその一部でもできるのではないのかなという ふうに思います。

それで、その中でもどうしてもできない、ちょっと厳しいということであれば、紙おむつを捨てる専用のごみ袋があるんですが、ほかの市町村でも助成はしております。ごみ袋を2歳まで使うと20リットルのごみ袋で年間100枚使用するわけです。その中で、ぜひそのごみ袋であればやっていただけるのではないかなという思いではいますが、そこのところの御答弁をいただきたいと思います。

それともう1点、先ほどの紙おむつですけど備蓄した中にもあるので、残ったものとかそういうのも利用していただけるというお話だったのではないかなと思うんですけれども、避難場にある備蓄品の中で、例えば哺乳瓶や先ほど言った紙おむつ、紙おむつ以外の哺乳瓶や下着、肌着、また母親が使うような生理用品、やっぱり数年経つと劣化するおそれがございます。そういう部分も、ぜひコロナ禍で経済困窮している方へ、子育て世代の方たちへお渡しするということは考えていただけるのかどうか、この2点お聞きいたします。

大崎町長 (再々質問)

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。子どもの支援につきましては、町にとって大きな施策として進めてございます。一人ひとりに寄り添って、切れ目ない施策を実現していくということは、以前から町で特に大事なこととしておりまして、それについては現在も変わりございません。そこで、紙おむつ、または妊産婦のタクシー代の助成、これについては、そこで私は直接それをしなければ町民に寄り添ったものを提供していないということにはならないと思ってございますので、これはまた別な角度ではないかなと思ってございます。

また、紙おむつの専用のごみ袋、今御提言いただきましたので、今ここでしますということはなかなかお答えできませんけども、これからの検討事項とさせていただきます。また備蓄品の中で使えるものを有効的な活用、これは当然町としても考えてございますので、その備蓄品にそれぞれ更新時期がございますので、その更新時期にあわせた形で、必要とされる方にそういうものを提供していけるような体制をつくってまいりたいと思ってございますので、御理解いただきますようお願いします。